

地域における芸術文化振興の現状と課題について 鳥取県における芸術文化の「裾野の拡大」と「頂点の伸長」をめぐって

高阪一治*

The present state and problems of promoting arts in Tottori Prefecture:

A study of cultural policy for a region

KOSAKA Kazuharu*

0. はじめに

本稿では鳥取県を事例として、地域における芸術文化振興の現状と課題について考えてみたい。

まずこの表題における「地域」及び「芸術文化」という言葉の使用について、一定の理解を得られるようにしたい。ここで言う地域とは、人々が生活している空間の広がり、そこにおける社会関係を指すものとする。それゆえに、地球上には、内容も規模もさまざまな地域が存在することになり、世界はこうした地域によって形づくられている、ということになる。何らかのまとまりのある、大小さまざまな人間生活の広がりというのであるから、そこには人間生活にそなわる時間的・空間的・社会的なものの全てが含まれることになる。生存環境としての人間に関わる自然、これに何らかの手を加えて形成される、又は形成されて生じた広義の文化や文明、歴史、そして社会生活を営む上で必要となるさまざまな決まりの全てが含まれる。どこにまとまりを認め、区域を設けるかは、視点の取り方による。本稿では、鳥取県をひとつの地域と考えるが、むしろ、閉じたものとして捉えるわけではない。現代はいうまでもなく国際化を迎えており、そのことは輸入食材ひとつをとってもわかることである。ここでは、国内外の地域の問題設定をいま鳥取県を単位として考える、ということである。

次に、芸術文化という言葉であるが、従来、美学・芸術学や美術史学で言うところの芸術概念では高度な質を指し、範囲が限られるのに較べて、これをより広い範囲で解して用いた場合に芸術文化と言うのである。⁽¹⁾ 利光 功は、「世俗を超脱して高尚・深遠な精神的価値を実現する自律的活動」⁽²⁾が芸術だとする、ロマン主義的な芸術概念の拡張を試みて、いわゆるポピュラー・アートやハイテクノロジーに基づくものも、広く芸術文化として捉える。この芸術文化は、一方では衣・食・住からなる生活文化と、また、スポーツや遊び、旅行などを含む余暇文化と、それぞれ重なる部分もち、それらの重なる部分は芸術及び準芸術(quasi-arts)として、広く芸術文化に位置づけられることになる。⁽³⁾

*KOSAKA, Kazuharu 鳥取大学地域学部附属芸術文化センター教授，美学・美術史，文化政策

こうして芸術文化なる言葉は、ひとまず、利光により輪郭づけられたのである。時代とその社会において芸術が果たした役割、機能というものを例えば美術史上で考慮すれば、少し違った説明になるかと思われるが、いまは問わないことにする。平成13年12月に成立・施行された文化芸術振興基本法における文化芸術の適用範囲については、これまで述べた芸術文化に加えて、これ以外のもの、例えば国語についての理解等を含むことから、文化芸術という言葉が当てられている。⁽⁴⁾

ともあれ、本稿では、芸術文化という言葉をも、このように広く芸術を捉えた意味で用いることにしたい。それゆえに、この言葉で指す活動は先の芸術の場合に較べて、当然のことながら、質の点では様々であり、プロフェッショナルとアマチュアの区別なく、人間の創造的活動とその多様な参加形態(享受・支援を含む)を言うのである。

鳥取県の芸術文化振興の現状

鳥取県の芸術文化を推進する主体は、いうまでもなく、個々の住民であり、県民である。その振興策、さらには文化政策は、住民の自発性に基づく自由で創造的な活動を前提とする。地域の文化政策の目的は、自由意志に基づく参加と協働の意識に支えられた芸術文化活動の振興と、創造的な環境の整備により、地域が活性化し、住民一人ひとりの生活の質が向上することである。

地域の芸術文化活動を推進する構成要素は、個人・団体を問わない住民による創造活動とこれの享受者、そして自治体職員、財団職員、教職員、NPO、メセナ活動における企業等の支援者たちである。地域の芸術文化活動はこれらのセクターの相互作用によって推進される。

行政には、地域住民のニーズを捉えて、公共政策の一環として法的整備を図り、施設環境を整え、職員の適性配置をすすめる、公的助成(自助努力を前提とする。)を与えて、芸術文化活動の振興と啓発を図るといった役割が課せられている。行政の文化化が言われて久しいが、文化芸術に明るい人材の育成を図り、行政の全般に文化化を推進することも重要である。⁽⁵⁾

さて、県内の芸術文化活動の現状はどのようなものであろうか。以下、鳥取県文化芸術振興審議会(平成16年度、会長:筆者)に提出された各種資料や、同審議会が鳥取県知事に提言した『鳥取県の文化芸術振興に関する提言』(平成17年1月)、そして第2回鳥取県総合芸術文化祭実行委員会の下に設置された鳥取県総合芸術文化祭評価委員会(座長:筆者)が親委員会に提出した『第2回鳥取県総合芸術文化祭 評価報告書』(平成17年3月)等を参考として現状を見てみよう。⁽⁶⁾

だがその現状を考える上でも参考となる事柄がある。鳥取県では平成14年に「第17回国民文化祭・とっとり2002」を開催した。鳥取県の芸術文化活動は、これの準備となる様々な取り組みを通じて活発となってきたという事実があり、その国民文化祭で見られた熱気が平成15年に第1回鳥取県総合芸術文化祭を生み出したのである。

それでは現状を見よう。(1)まず芸術文化活動を実践する団体を見てみると、鳥取県文化団体連合会があげられる。これには分野別県域団体として28団体と、市町村文化団体協議会に属する22団体が含まれ、およそ45,000人がこの連合会の下で活動している。これに属さない活動団体がどの程度有るのかについては、不明である。また団体に属さず、個人で実践活動を行っている活動者がどの程度存在するかについても、明らかでない。だがこの4万5千人が数から言って県内芸術文化実践者の中核となることは疑いが無い。県内の選挙人名簿登録者数は約49万人(平成16年6月2日現在)であるから、この活動者が占める割合はその約9%となり、また県内15歳以上の就業者総数は平成12年の国勢調査によれば約32万人であるから、同様に14%ということになる。⁽⁷⁾

この数字をどう見るかについては、種々意見があるであろうが、連合会に所属する各団体は県内各地で自主的な事業を展開しつつ、総合芸術文化祭にも参加している。この連合会所属団体に関しては、鳥取県が上記審議会との関連で活動調査を行い（平成16年6月）、審議会にその調査結果の概要を報告した（同年9月）。そこから課題が浮き上がってくるのであるが、これについては後に言及したい。

（2）次に、支援セクターとしての自治体の働き、すなわち鳥取県の文化政策を眺めてみたい。鳥取県の芸術文化振興体制は、知事部局の文化観光局（局内の2課、文化政策課と文化芸術課）と教育委員会文化課の2本立てであり、この他に文化の振興に関する事業の実施を旨として、100%鳥取県が出資して設立された鳥取県文化振興財団がある。

そのそれぞれの所掌事務の主なものをあげれば次のとおりである。分かりやすいものから順に挙げる。

- | | | |
|---|---------------|---|
| A | 教育委員会文化課 | 文化財の保護
遺跡の保存及び活用
県立博物館及び鳥取県埋蔵文化財センター関係
文化施設関係
ユネスコ活動 |
| B | 文化芸術課 | 文化芸術の推進
総合芸術文化祭
童謡館 |
| C | 文化政策課 | 文化観光行政の企画及び総合調整
鳥取県民文化会館及び県立倉吉未来中心関係
局の予算経理、連絡調整及び庶務 |
| D | 財団法人鳥取県文化振興財団 | 文化芸術に関する催しの企画及び実施
地域文化振興のための調査及び指導
鳥取県が行う文化芸術に関する催しの受託実施
鳥取県民文化会館の受託管理運営
県立倉吉未来中心の受託管理運営
県立鳥取二十世紀梨記念館の受託管理運営 |

上記AからDまでの各課及び財団は、それぞれに柱を立てて文化芸術の振興に取り組み、活発に事業展開を図っているが、以上のように、一応、いわゆる棲み分けを図っており、文化芸術ないし芸術文化の推進と言ってもジャンル分けを行っている。教育委員会文化課では美術等の展示系を、知事部局の方では音楽や演劇、舞踊、オペラ等の上演系を所掌する。知事部局では、最近、文学関係にも力を入れている。

このような体制でもって鳥取県の文化芸術振興が展開されているのであるが、とりわけ知事部局では、周知のように知事自身が力を入れていることが大きく作用して、文化芸術を大切にする取り組みを推進し、これは法的整備へと結実することとなった。すでに「文化立県」を標榜していた鳥取県ではあったが、平成15年4月より「鳥取ルネッサンス運動」を開始し、同年10月には文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために、文化芸術振興条例を制定した。すでに触れた鳥取県文化芸術振興審議会はこの条例に基づいて設置されたものである。

鳥取県の文化芸術関係基本的施策を見てみると、以下のようになる。

- 1 県民の鑑賞等の機会の充実 (1) 鑑賞機会の提供・環境づくり (2) 本県ゆかりの作家、自然等の新しい魅力の発信 (3) 博物館、美術館の充実
 - 2 文化芸術活動の充実及び担い手の育成 (1) 文化芸術創造の場の提供 (2) 芸術家の育成・地域文化の育成 (3) 文化芸術施策の検討・普及
 - 3 高齢者等の文化芸術活動の充実
 - 4 子どもの文化芸術活動の充実
 - 5 学校教育における文化芸術活動の充実 (1) 文化部活動の充実 (2) 児童・生徒等の鑑賞機会の提供
 - 6 文化芸術交流の推進 (1) 国際交流の推進 (2) 国内交流の推進
 - 7 文化芸術施設の充実 (1) 県民文化会館 (2) 倉吉未来中心 (3) 童謡館 (4) 博物館
 - 8 伝統的な芸能等の継承及び発展
 - 9 文化財の保存及び活用 (1) 文化財等の保存・活用 (2) 妻木晩田遺跡・青谷上寺地遺跡 (3) 埋蔵文化財センター
 - 10 顕彰
- である。⁽⁸⁾

文化芸術振興基本法を踏まえたこれらの基本的施策については、文化政策のP C Sサイクルの点から言っても首肯できるものである。⁽⁹⁾

また、鳥取県内博物館等では鳥取県ミュージアムネットワークを形成しており、鳥取県内の各種文化ホールでは鳥取県文化施設協議会を設立している。公の施設では地方自治法第244条の2の第3項に基づき、指定管理者制度の適用ないし直営の選択問題が喫緊の課題となっているが、これはコスト問題とも連動し、その施設の設置目的(ミッション:使命)に合致した適切な公共的サービスはいかにして提供可能か、その可能性の幅を広げる、という問題である。

(3) 企業によるメセナ活動について言えば、鳥取県でのメセナ活動がりは(社団法人企業メセナ協議会の調べによる)、銀行や電力・ガス会社、書店グループに限られ、活発とは言い難い。しかし、その書店グループがこの協議会による1999年度の奨励賞に続き、2005年2月に第2回企業フィランソロピー大賞を受賞したことは注目すべきである。NPOについて言えば、文化関係でいくつかあるものの、芸術関係ともなれば最近になってできたものが2つある位で低調である。

以上のように見れば、鳥取県では、現状では文化芸術の支援において自治体が大きな位置を占めるといわざるを得ない。

次に、これらのセクターすべてが加わって大規模に実施された第2回総合芸術文化祭を取り上げ、鳥取県における文化芸術振興の現状を改めて考えてみたい。

(4) 第2回鳥取県総合芸術文化祭

第2回鳥取県総合芸術文化祭は平成16年9月11日(土)から同年10月24日(日)まで開催された。第48回鳥取県美術展覧会(会場:鳥取県立博物館)の開催がこの総合芸術文化祭の開幕となり、オペラ公演「ポラーノの広場」(会場:県民文化会館)の閉幕をもって本文化祭も幕を閉じた。第1回については前年鳥取県で実施された国民文化祭を引き継ぐ形で行われたのに対し、この第2回についてはその反省に立って新たな取り組みが認められた。まず、実施方式が地域特性を生かして、

地区ごとに、つまり、県内東部・中部・西部のリレー方式で行うものになったこと。そして、総合芸術文化祭の基本方針を定め、その中に、評価を導入すること、評価委員会を設置することが盛り込まれた。

本文化祭を推進するに当たり、実行委員会が形成されたが、それは総合プロデューサー、地区別企画運営委員会の各委員長、有識者、マスコミ関係者等により成るものである。主催に名を連ねたのは、この鳥取県総合芸術文化祭実行委員会、鳥取県文化団体連合会、鳥取県、鳥取県教育委員会、財団法人鳥取県文化振興財団、市町村、市町村教育委員会、アーツデザインとっとり実行委員会であった。事務局は文化芸術課に置かれている。

主要4事業（「鳥取県青少年郷土芸能の祭典2004」、「鳥取県出身のアーティストによるコンサート」、「明治の芝居小屋「朝日座」復活事業」、「オペラ「ポラーノの広場」の公演」）をはじめとする43の事業が鳥取県の費用で実施された。入場者総数については事務局でも把握できていない。ただ観客アンケート調査を実施した事業については、入場人員がつかめる。アンケート調査実施事業は、県東部9事業、中部6事業、西部5事業の20事業（上記主要4事業を含む。）であり、これらの事業における入場人員の総数は、9,267名であった。

評価委員会による本文化祭の評価は、次の4つの方法により行われた。実行委員会等の委員による自己評価（総合プロデューサーの自己評価を含む。）観客アンケート 評価委員会委員による実地検証に基づく評価 芸術性の観点から行われた専門家による評価が、これである。総合評価を含む本文化祭の評価内容については、すでに触れた『第2回鳥取県総合芸術文化祭 評価報告書』（平成17年3月）に譲るが、今後は全体が有機的に機能して文化祭の推進・運営を円滑化するとともに、個々の事業内容のいっそうの充実が求められるであろう。

『評価報告書』の指摘事項（総合評価）でいま一度明確に認識すべきは、本文化祭が公共的性格を有するという点である。たしかに文化祭は県民の手になる文化芸術の祭典であり、文化芸術活動者の自主性が重んじられる発表の場、表現の場であって、自ら納税者である文化芸術活動を行う者の権利を保障するものである。とはいえ、それは文化芸術を愛好する者の閉鎖的な祭典であってはならず、同じく納税者である県民の支持が必要である。いわば外に向かってこの文化祭の意義を説き、広く理解と支援を求める努力を惜しんではならない。こうした外向きの視点をもつ必要があり、情報の公開と説明責任が欠かせない。『評価報告書』の公開もこの一環であり、こうした努力を継続し、またさらにその改善を図ることが求められる。

この文化祭への県民の参加形態には様々なものがあり、その楽しみ方にも様々なものがあるだろう。多くの人が楽しみ、また楽しませるには、活動者に技術向上を含む相応の努力が必要であろうし、そのための環境の整備が必要であろう。文化祭が祭典であるとはいえ、日頃の活動の延長線上に位置するものであるだろう。その意味では、先にも触れた県文化団体連合会加盟組織に対して行った実態調査への回答から明らかになった活動条件の不備（例えば練習・発表会場問題、指導者・後継者の不足、器具・設備の劣化、資金難）を解消することも、この文化祭の充実につながる面をもっていると言えるであろう。⁽¹⁰⁾

以上のように見れば、第2回鳥取県総合芸術文化祭については、現状では緒に就いたばかりと言わざるを得ない。実行委員会をはじめとする関係者もそのことは自覚しており、基本方針の中で中長期計画を表明し、平成17年度までを基礎固めの時期としている。この計画は妥当なものであり、着実な推進が求められるが、また一方では、開催方式（毎年・地区リレー）及び時期がこれでもいいかを見直すことも、必要となるであろう。2年ごとのビエンナーレ、3年ごとのトリエンナーレと

いう実施形態も知られている。

ともあれ、公共性をもつ本文化祭が認知度を高めて広く県民の間に定着し、参加者の増加につながるようになることが必要であろう。それには様々な県民の要望に応える内容の充実がいつそう求められると同時に、鑑賞者・観客の開発にも力を入れ、いわゆる目の肥えたひとたちを増やすことが大切である。

総合芸術文化祭は鳥取県の芸術文化振興の現状を象徴するものであり、また、使い古された言葉であるが、民度を示すものでもある。加えて、いまや市民参加と協働により実現するものであるから、芸術文化を核とする市民活動の一環であり、地域の自立と創造的な都市を目指す上でも重要な事業である。モラルハザードを引き起こす収益重視から社会的存在の自覚、社会への貢献（フィランソロピー）がいま強く求められる企業にあっても参加が求められるであろうし、その参加から得られる自由な発想、柔軟な企画力は企業に文化化と革新化をもたらすことになるだろう。こうした市民活動の中から個人が力をつけ、総合芸術文化祭にとどまらず、他の形態の市民参加に進出し、行政とも協働して自立した地域社会を築いていくこともより強化されるであろう。こうした個人を増やす場が総合芸術文化祭なのである。

・鳥取県の芸術文化振興の課題

周知のように鳥取県の人口は全国最小の約61万人である。日本海に面した東西に細長い県域を有し、県内は地理的・歴史的に言って、東部・中部・西部と3つに区分できる。今回の市町村合併で、東に山陰初の20万都市が誕生し、西の米子市は約15万の人口を擁することになった。東には兵庫県と県境を接し、西隣は島根県である。南には中国山地がそびえ、岡山県、一部に広島県と境を接している。県都鳥取市は近畿圏のすぐ隣であるとともに、中国行政区の中心、広島市とは遠く離れており、鳥取県の物流では近畿圏から入ってくるものも多い。言語分布の点では紛れもなく中国圏である。高速道路、鉄道事情はあまりよくない。東の鳥取砂丘、西の大山と自然景観、及び考古・歴史資源（例えば妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡、三徳山三仏寺投入堂）には恵まれている。

短大・大学進学率は全国平均で男42.7%、女46.6%に対し、それぞれ36.3%、40.1%である。大学・大学院が卒業最高学校である者の数は51,500人である。自由時間における主な生活行動者数（10歳以上）では、スポーツ観覧は8万7千人、美術鑑賞11万5千人、演芸・演劇・舞踊鑑賞7万人、映画鑑賞16万人、音楽会等による音楽鑑賞でクラシック5万1千人、ポピュラー7万7千人である。音楽鑑賞全体としては、12万8千人となる。⁽¹¹⁾

ジャンル別の県立施設で言えば、上演芸術（パフォーミングアーツ）では鳥取県民文化会館、倉吉未来中心があるのに対し、美術を含む展示系では県立博物館に美術部門があるものの、県立美術館はない。ただ、倉吉市には市立博物館があり、美術を重視している。米子市には市立美術館がある。

では、このような条件下でいかに県下の芸術文化を振興していくか。

一つのヒントになるのはスポーツ振興の場合である。例えば野球では、草野球からプロ野球、大リーグまでの広がりがある。もちろん、比較にならない側面もたしかにある。例えば、同じく人間が有する身体的・精神的能力の可能性の限界に挑戦することだとしても、スポーツの世界では白黒がはっきりとしていてわかりやすいのに較べて、芸術文化の場合では技倆・表現力・独創性といった指標をとっても、また総合力ということになればなおさら、どちらが上だとかは簡単に決められ

ないことが多い。それだから、わかりにくいと言える。ルールが比較的簡単に理解でき、闘争心をかき立てる（ナショナリズムとの結びつきもある。）勝負の決着がわかりやすいから、そして技術の上達は一定程度まで努力次第で比較的簡単に身に付くことから楽しくなり、スポーツを愛好する（実践と観客・応援）人口が増える。他方、評価の基準がわかりにくいことと、なかなか技術が向上しない（指導者の不足）ことから、芸術文化を愛好する人口は増えない、と言えるかもしれない。加えて、必要な道具と練習及び発表環境にも違いがあり、芸術文化の方が多額の費用を要することからも、あまり広がらない一因となっているだろう。事実、スポーツを行える競技場、練習場といった施設は、全国至る所に見いだせるし、広義のスポーツ関連産業が競技を下支えし、スポーツ研究が能力と技術の開発を支援する。スポーツに関する法的整備も、芸術に関するものの比ではない。もっと簡単に、スポーツの場合は身体を動かす程度が多く、汗をかき、その後爽快感を味わえ（ストレス解消）、健康にも良いと考えられることから、親しむ人が多いとも言えよう。子どもの頃はスポーツをやっている、大人になって体を動かすことは止めてしまっても、テレビ観戦は続け、応援に夢中になる、もしくは比較的安価な入場料を払って競技場に足を運びそこで一体感を味わう、といった人の数も多いことだろう。そうしたこともスポーツの魅力であろう。たしかに、両者の間のこうした違いは大きい。つまり、スポーツには大衆性、大量動員力があるのである。だがそうだとすると、裾野を拡大し、頂点を伸長させることによって、親しむ機会の増加とレベルの向上が図られ、魅力が浸透する、そして振興の実があがる、といった点では同じである。

芸術文化とスポーツを比較することで芸術文化について考えさせられることは多い。しかし、そもそも芸術文化とスポーツはどのような関係にあるのか、それらの本質と社会における働き、つまり社会的機能はいかなるものか、といった点については別の機会に論じることにしたい。ここでスポーツを引き合いに出したのは、振興を考える際の参考の一としてである。

ところで、「文化芸術の頂点の伸長と裾野の拡大」は、文化芸術の振興における国の役割の基本を明確にしたものであるが、⁽¹²⁾地域の芸術文化振興にとっても基本となるものである。今後の鳥取県の芸術文化振興を考えるならば、振興策の基本となるものであり、事実、文化芸術振興審議会提言は、その提言内容の1と2において裾野の拡大と頂点の伸長の必要性を説いたが、これに対して、鳥取県は上記審議会において迅速な対応を提示した。以下その内容を検討してみよう。まず、審議会提言の柱立てを挙げよう。

- 1 文化芸術の裾野の拡大について
- 2 県内文化芸術活動の頂点の伸長について
- 3 鳥取県総合芸術文化祭の充実について
- 4 県内における均衡ある文化芸術事業の展開について
- 5 子どもの文化芸術活動の充実について
 - (1) 学校教育における文化芸術について
 - (2) 学校における文化部活動の充実
- 6 文化芸術に関する記録・データベースなどの構築について
 - (1) 文化芸術事業の記録保存・普及について
 - (2) 文化芸術人材に関するデータベースの構築について
 - (3) 文化芸術資源に関するデジタルアーカイブの構築について
- 7 支援施策の活用促進について
- 8 その他

- (1) 市町村における文化芸術施策の充実について
- (2) 文化芸術活動者の練習場の確保への支援について
- (3) 県立文化施設の大学利用の減免について

では上記1と2の項目に対する鳥取県の対応を見てみる。

1への県の対応

鑑賞者・参加者開発に力を入れていく。

- ・鳥取県総合芸術文化祭や舞台芸術活性化事業において、県民が気軽に文化芸術に親しめる体験型ワークショップや演劇レクチャー講座の開発などを通して視野の拡大を図る。

〔平成17年度の主な取組〕

- ・演劇レクチャー講座の開催（現代演劇の系譜や見方についての講座開催）
- ・国内外の一流芸術家によるフォーラム

県民が芸術・文化に親しめる環境整備

- ・ととりの芸術宅配便事業やアートスタート支援事業などにより、子どもの時から、文化芸術に触れる機会を増やす。

〔ととりの芸術宅配便事業〕

- ・H16年度 申込 74件（中略） 派遣 55校
- ・派遣者のレベルを確保するため、オーディションで選考するほか、アンケート等により評価を実施
- ・平成17年度も60回程度の派遣を予定

2への県の対応

評価の導入

- ・平成16年度から、総合芸術文化祭について評価委員会による評価を導入し、事業成果の検証と見直しを行い、レベルの向上を図る。

創造性の高い文化芸術活動の育成

- ・総合芸術文化祭や舞台芸術活性化事業により、県民自らの手になる創造性の高い文化芸術活動の育成を図る。
- ・文化振興財団が意欲的な文化活動者と協働して事業を実施する。

〔平成17年度の主な取組〕

- ・地元高校生による創作公演（プロの演出家を滞在させ、高校生を継続指導し、公演）
- ・地元劇団による創作公演（地元劇団による創作公演を公募）⁽¹³⁾

こうした鳥取県の対応をどのように見るか。まず1の裾野の拡大から。

本稿の「現状」で述べたように、鳥取県では芸術文化活動団体としては世代間の継承を含む後継者の育成という問題があり、また支援セクターとしては、芸術文化関連のNPOやボランティア、企業メセナの活動が不活発だという課題が指摘できた。そこで上記の鳥取県の対応であるが、鑑賞者・参加者の開発、文化芸術に親しむための将来を見据えた環境整備という点は間違っていない。ただ、芸術文化団体等の活動者や市民の芸術文化支援者の自主性、自助努力を尊重しつつ、育成を図ることが必要ではなかろうか。また、芸術文化と産業との意味のある結びつき、好循環を図った

り、都市計画・街並みに美意識や芸術文化から取り入れることのできる要素を摂取する施策を展開することも、裾野の拡大に有効であろう。むろん、行政の所掌はあろうが、連携することも必要である。つまるところ、地域住民の衣・食・住に芸術文化を根付かせ、楽しむ環境を創り上げること、日々あくせく働くばかりでなく、芸術文化によって心を遊ばせ、昇華させることがストレスを発散させ、感情を取り戻し、心のゆとり、豊かさを取り戻すことであり、大人のみならず子どもの成長にも有益であることを市民が実感する機会を提供すること、こうしたことが具体的な施策として展開できれば、裾野の拡大につながるであろう。個人がますますアトム化し、いやある意味では喜怒哀楽を示さない・示せないロボット化する今日であってみれば、芸術文化が担う役割は重大である。1枚の入場券を購入することで芸術文化に参加・支援し、心を通わせ、人と人とのつながりを獲得する。参加し支え合う市民活動としても意味のあることである。

では、2の頂点の伸長という側面はどうか。鳥取県の対応で言えば、評価もさることながら、創造性・芸術性の高い文化芸術活動を育成することは重要である。それには、優れた人材が必要である。ソフトウェアに対するヒューマンウエアと言ってもよい。才能ある人物を見だし、育成する力のある指導者や、厳しい批評家、力のあるプロデューサー、アートマネジャー等が必要である。すでに行っているようなコンクールも必要である。質の高い作品を享受できる環境も必要であり、県の内外を問わず、そうした作品を提供すること、場合によっては県外に派遣し、ヒューマンネットワークを拡げ、レベルを自覚し指導を受けることも必要である。

裾野の拡大と言い、頂点の伸長と言うも、創造・鑑賞・交流・支援の場としてのハードウエアは必要である。いわゆるハコモノというのは、ソフトウェア・ヒューマンウエアを欠いてのことであるから、ここで言うハードウエアはハコモノを言うのではない。文字通り、中身の詰まった活動空間を言うのである。芸術文化活動にその活動を支援する空間は必要である。規模や形は中身あつての話であるが、自由で活発な活動を担保しようとするなら、活きた空間は必要である。これが裾野を拡大し、頂点を伸長するという好循環をきたすであろう。財政困難な折、この課題をどう考えるか。例えば県内未利用・低利用空間の有効活用というのが考えられるが、これは単に行政の問題ではない。根本的には、県民が公共政策として芸術文化をどのように捉え、その活用策を考えるか、という問題であろう。

．おわりに

「文化立県」を標榜する自治体の数は少なくない。その中であって鳥取県は近年、活発な活動を展開し、法的整備と様々な環境整備でもって県内の芸術文化活動を下支えし、予算措置を削っている。他方、市町村にあっては財政緊縮の折から、動きが芳しくなく文化芸術関連予算を削減するところが増えている。国内、海外に目を転じれば、コンテンツづくりをはじめとして、広義の芸術文化に着目して都市の活性化、地域の活性化に邁進しているところも見られる。とりわけ国内では、新潟、石川、富山といった日本海側での動きが活発である。近年の鳥取県の活発な動きは、その一つに数えられるであろう。ただこれを持続可能なものにするには、自治体の支援活動もさることながら、自治体以外のセクター、すなわち、本来の推進主体である市民、住民の意識と今後の活動がいっそう重要となる。県内住民、企業、市町村、県がそれぞれ役割を担いつつ、市民の暮らし、地域住民の心豊かな暮らしの実現に向けて協働参加する必要があるだろう。大学もその役割を果たしたいと考えている。

註

(1) 芸術概念の拡張として芸術文化を位置づけたものに、次の論考がある。利光 功「芸術文化試論 ポピュラー・アートをめぐって」, 同著者『美と芸術のフェイズ プラトンからコンセプチュアル・アートまで』所収, 勁草書房, 2003年, 126 - 149頁。初出は『カリタス』第3号, 1996年。

(2) 利光, 上掲書, 140頁。

(3) 同書, 145頁。なお、鶴見俊輔は芸術全般を、純粹芸術、大衆芸術、限界芸術という3区分において捉え、「映画が総合的大衆芸術であるのと同じ意味で祭は総合的限界芸術である。」と述べている。いわゆる民芸も限界芸術的なものとして考えられている。鶴見俊輔「芸術の発展」, 同著者『限界芸術論』所収, ちくま学芸文庫, 1999年, 9-88頁。初出は1960年。そしてこの限界芸術こそ一般市民が芸術に接する唯一のものであり得たとして、鶴見は「古代からマス・コミュニケーションの諸機関の発達するさいきんまで、一般市民にとっては「芸術」(つまり純粹芸術とか大衆芸術の形における芸術)は縁のないもので、一般市民はただ限界芸術をとおしてのみ、芸術を享受したその創造に参加することができた。」と述べている。同書, 28頁。

(4) 文化芸術振興基本法の制定の経過と課題については、小林真理『文化権の確立に向けて 文化振興法の国際比較と日本の現実』, 勁草書房, 2004年, 78-104頁を見よ。

(5) 鳥取県では平成15年から毎年、採用枠に文化芸術コースという枠を設けて、職員採用を行っている。

(6) 『提言』及び『評価報告書』は鳥取県文化観光局のHPで見ることができる。

(7) 平成16年版鳥取県勢要覧, 45頁及び35頁。

(8) 平成16年度鳥取県文化芸術振興審議会資料, 「平成17年度文化芸術関係予算(総括)」による。

(9) 文化施策のP C Sサイクルについては、中川幾郎『分権時代の自治体文化政策 ハコモノづくりから総合政策評価に向けて』, 勁草書房, 2001, 27-46頁。特に31頁, 図表10「文化政策のP C Sサイクル」を参照。

(10) 平成16年度鳥取県文化芸術振興審議会資料, 「文化団体活動状況調査の結果について」

(11) 『2004民力』朝日新聞社, 536, 558, 592頁。自由時間における主な生活行動者数における映画鑑賞の項では、テレビ等及びビデオ等による鑑賞は除かれており、映画鑑賞以外の項ではテレビ等による観覧、鑑賞は除かれている。映画・音楽鑑賞でのC D, D V D等での鑑賞を考慮すれば、かなり違った数字となるであろう。

(12) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成14年12月10日閣議決定), 『文部科学時報』平成15年1月, 41頁。

(13) 平成16年度鳥取県文化芸術振興審議会資料, 「文化芸術振興審議会提言に対する対応について」より。